

審議事項

働き方改革と担い手確保・育成

- 業務の履行期限の平準化

これまでの指摘事項

■ 中間とりまとめ 記載事項

○ 週休2日の確保等による適切な労働環境の確保

- 業務においては、週休2日を前提とした標準的な契約期間を設定する履行期間設定支援システムの構築及び普及・拡大等による適正な契約期間の確保、国債や繰り越し手続きの活用により、9月納期の契約の拡大や3月納期集中の緩和等の業務の平準化に努めるべき。

■ 平成30年第1回懇談会（平成30年8月8日）における指摘事項

- 働き方改革関連法案も成立し、調査設計業務における現況の2・3月納期では、月80～100時間の残業上限を守れない可能性が高く、早期発注、国債の活用により、平準化をお願いしたい。
- 地質調査業務も平準化を実施していただきたい。

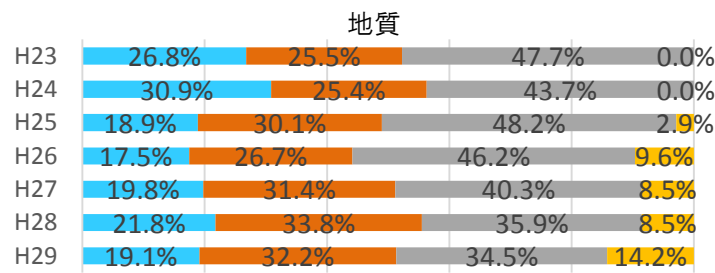
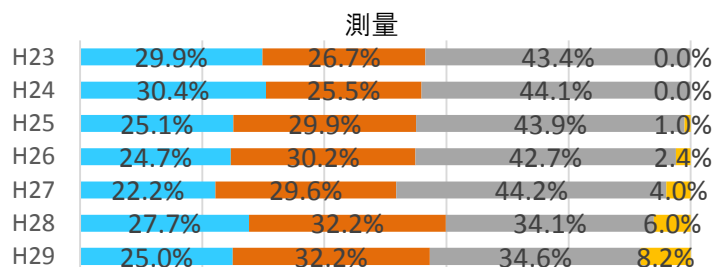
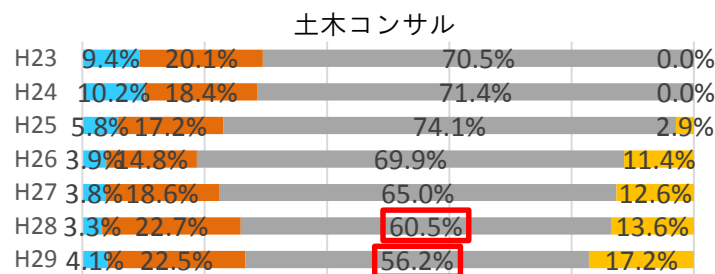
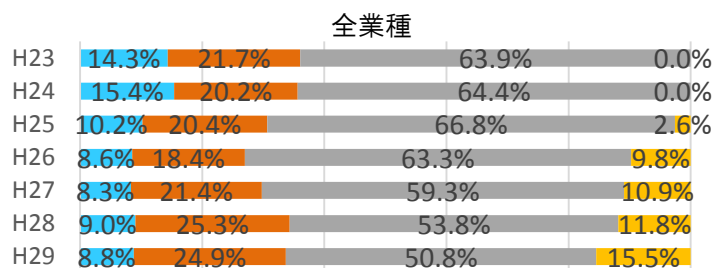
業務の履行期限の平準化(現状)

- 年度末の履行期限集中を是正するため、履行期限の平準化の取り組みを推進。
- 3月に履行期限を迎える業務件数の比率は、繰越制度の活用等により着実に減少(H28:53.8% → H29:50.8%)。特に土木関係建設コンサルタント業務の比率が大幅に減少(H28:60.5% → H29:56.2%)。
- 目標達成に向け、早期発注、国債や翌債・繰越の活用等により、引き続き3月納期の集中回避を図る。

対象

- ・ 全ての業務(測量・地質調査・土木関係建設コンサルタント業務)を対象とする。
- ・ ただし、発注者支援業務等および環境調査など1年間を通じて実施する業務については、対象外とする。

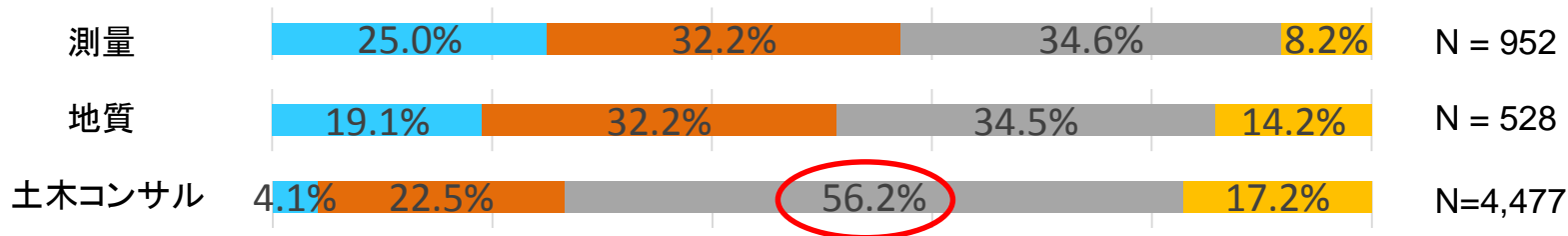
履行期限の状況	H23実績	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	H29実績	目標
4月～12月	14.3%	15.4%	10.2%	8.6%	8.3%	9.0%	8.8%	25%以上
1月～2月	21.7%	20.2%	20.4%	18.4%	21.4%	25.3%	24.9%	25%以上
3月	63.9%	64.4%	66.8%	63.3%	59.3%	53.8%	50.8%	50%以下
繰越	—	—	2.6%	9.8%	10.9%	11.8%	15.5%	—



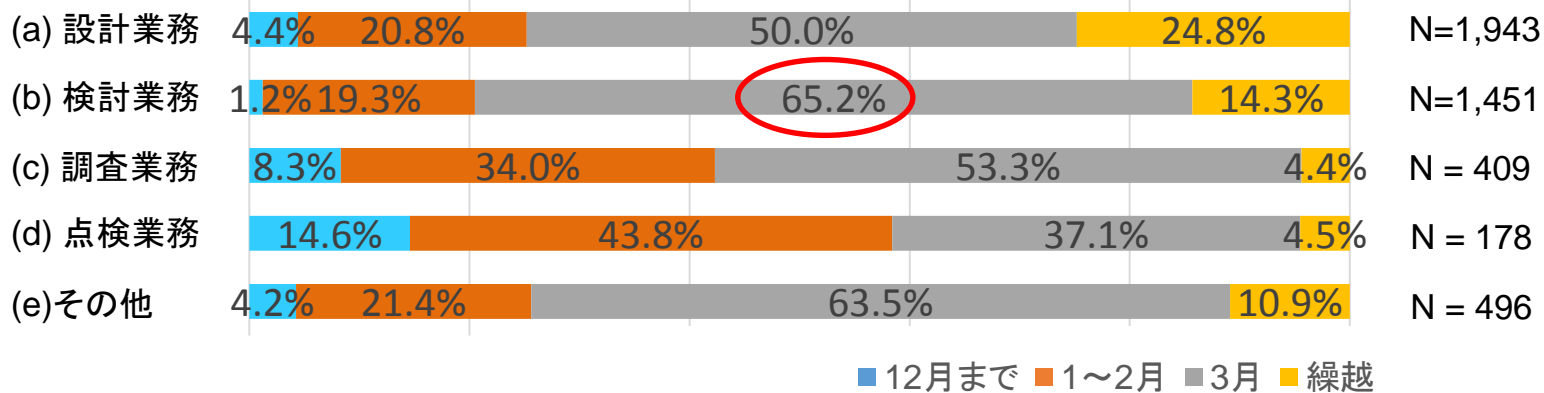
土木コンサル業務の種類別 履行期限状況(現状)

○業務全体のうち、測量・地質の3月に履行期限を迎える比率が約35%に比べ、土木コンサル業務は56.2%と高い状況。

○特に、土木コンサル業務のうち、検討業務は3月に履行期限を迎える比率が65.2%と最も高い。



土木コンサル 種類別



(a) 設計業務	業務件名に「設計」を含む (詳細設計、予備設計、修正設計等)
(b) 検討業務	業務件名に「検討」を含む (計画検討、調査検討等) ※(a)を除く
(c) 調査業務	業務件名に「調査」を含む ※(a),(b)を除く
(d) 点検業務	業務件名に「点検」を含む ※(a),(b),(c)を除く
(e) その他	(a)~(d)以外のもの

設計業務等における標準的な履行期間の設定支援

- 平成29年度下半期、「契約金額」及び「主たる工種」から、過去の実績を基に「①第1回照査報告」、「②報告書とりまとめ」、「③成果照査」時期を表示する「履行期間設定支援ツール」を作成。
- 平成30年度より、本ツールを履行期間設定の際に活用するとともに、契約後には受発注者共有の業務スケジュール管理表とする試行を開始（平成30年10月現在、履行期間設定支援型詳細設計業務の約8割で活用）。
- 試行後には、実績データを収集・分析することで、表示機能の精緻化や表示可能な工種の拡大を図り、適正な履行期間の確保を目指す。

契約金額

- ①1,000万円未満
- ②1,000万円～2,000万円
- ③2,000万円～3,000万円
- ④3,000万円～4,000万円
- ⑤4,000万円～5,000万円
- ⑥5,000万円以上

【主たる工種】

- ①道路橋設計【詳細設計】
- ②道路設計【詳細設計】
- ③トンネル設計【詳細設計】
- ④河川構造物設計【詳細設計】
- ⑤砂防構造物設計【詳細設計】
- ⑥その他設計【詳細設計】
- ⑦その他業務

※ただし、「⑦その他業務」については設定支援のハイライト表示機能は未実装。履行期間の蓄積のための活用を想定。

①第1回照査報告

②報告書とりまとめ

③成果照査

業務名	契約金額	主たる工種	履行期間設定	作業日数																							
				2017年4月		2017年5月		2017年6月		2017年7月		2017年8月		2017年9月		2017年10月		2017年11月		2017年12月		2018年1月		2018年2月			
業務種別	契約金額	主たる工種	履行期間設定	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
測量	計画																										
測量	実施																										
地質調査	計画																										
地質調査	実施																										
調査・調査報告	計画																										
調査・調査報告	実施																										
設計計画(現地調査等含む)	計画																										
設計計画(現地調査等含む)	実施																										
基本事項の確認	計画																										
基本事項の確認	実施																										
設計条件の整理・確認	計画																										
設計条件の整理・確認	実施																										
設計条件の確認(第1回調査報告)	計画																										
設計条件の確認(第1回調査報告)	実施																										
〇〇詳細設計	計画																										
〇〇詳細設計	実施																										
△△詳細設計	計画																										
△△詳細設計	実施																										
施工計画・仮設構造物設計	計画																										
施工計画・仮設構造物設計	実施																										
報告書作成・設計成果とりまとめ	計画																										
報告書作成・設計成果とりまとめ	実施																										
成果照査・納品	計画																										
成果照査・納品	実施																										
適宜追加	計画																										
適宜追加	実施																										

作業日数は、休日を除いた日数でカウント

「契約金額」「主たる工種」によって実績から標準範囲が自動表示（設計着手日から起算）

各項目ごとの作業日数の実績が集計可能

各項目の着手日、完了予定日を入力することでバーチャートを自動表示

業務スケジュール管理表の適用拡大

- 検討業務の生産性を高めるため、業務管理スケジュール表の適用を検討。
- 平成30年度中にスケジュール管理表を作成し、平成31年度から試行を開始予定。

計画系業務スケジュール管理表(素案)

【1.概要】	
業務名	平成●●年度 ○○川検討業務
受注者名	××株式会社
契約額	¥10,000,000
工期	H30.6.1 ~ H31.3.25
管理技術者	▲▲▲▲
担当技術者(主)	××××
担当技術者(副)	○○○○

【2.本業務のスケジュール】

作業項目	着手日	完了日	期間(日)	2016年 RE																		
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月							
委員会・検討会	-	-	-																			
打合せ	局(○)・本省(◎)	-	-																			
事務所		-	-																			
照査		-	-																			
現地踏査				計画	H30.6.5	H30.6.15	10															
資料収集・整理			実績	H30.6.5	H30.6.20	15																
			計画	H30.6.15	H30.6.30	15																
基本条件	降雨条件		実績	H30.6.15	H30.6.30	15																
			計画	H30.7.1	H30.8.10	40																
	水理計算条件		実績	H30.7.5	H30.8.20	46																
			計画	H30.7.20	H30.8.20	31																
	氾濫計算条件		実績	H30.7.25	H30.8.25	31																
			計画	H30.8.10	H30.8.31	21																
関係機関協議	漁業関係者(○)漁協		実績	H30.8.20	H30.9.5	16																
			計画	H30.7.1	H30.8.31	61																
河川関連	(▲▲県)		実績	H30.7.1	H30.9.15	76																
			計画	H30.8.1	H30.10.31	91																
	(●●用水)		実績	H30.8.1	H30.10.31	91																
			計画	H30.9.1	H30.11.30	90																
警察・地元			実績	H30.9.1	H30.11.30	90																
			計画	H30.8.1	H31.1.31	183																
高水計画	基本	降雨解析	実績	H30.8.1	H31.1.31	183																
			計画	H30.9.1	H30.10.31	60																
		流出解析	実績	H30.9.1	H30.10.31	60																
			計画	H30.10.1	H30.12.31	91																
		基本高水ピーク流量の検討	実績	H30.10.1	H30.12.31	91																
			計画	H30.11.1	H30.12.31	60																
			実績	H30.11.1	H30.12.31	60																
			計画	H30.12.1	H31.1.31	61																
計画		洪水調節施設の検討	実績	H30.12.1	H31.1.31	61																
			計画	H31.1.1	H31.1.31	30																
			実績	H31.1.1	H31.1.31	30																
			計画	H31.1.1	H31.1.31	30																

入力項目の簡易化

マイルストーンの設定(受発注者の共通認識を確立)

左欄入力に伴う自動計算(入力手間の軽減)

【4.作業事項及び対応状況等】						業務進捗管理(マイルストーンの特定用)				
No.	作業事項	作業者		作業依頼日	期限	対応状況	懸念事項		内容	予定
		発注者	受注者				内容	予定		
1	着手時、経歴書、技術者届等		○	-	H30.6.7	済				
2	業務計画書作成		○	-	H30.6.7	済				
3	現地踏査報告		○	H30.6.10	H30.7.10	未	6/30提出後、修正依頼あり。			
4	過年度資料収集	○		H30.6.10	H30.6.30	未		完了時に返却	H31.3.25	

週休2日への対応(設計業務委託等技術者単価)

設計業務委託等技術者単価とは

- ・ 設計業務委託等技術者単価は、国土交通省が発注する公共工事の設計業務委託（コンサルタント業務・測量業務等）の積算に用いるための単価。
- ・ 毎年度実施している給与実態調査結果に基づいて決定。

- 技術者単価は、週休2日が大半を占める就業状況。
- 技術者単価の設定にあたっては、週休2日を取得している技術者を標本として設定。

■ 建設コンサル等に対して、以下の項目について調査

基本給 [月額] 諸手当 [月額] 賞与等 [年額] 有給休暇 [日/年], 所定労働時間 [時間/週] 年齢、経験年数
 このほか、「雇用形態」「性別」「正規、非正規の別」「保有資格」等について参考に確認

※ 完全週休2日を実現している事業者を標本に抽出

■ 技術者単価構成要素毎に、**実勢月額**を算出

実勢月額 [円/月] = 基本給 [月額] 諸手当 [月額] + 賞与等 [年額] ÷ 12 + 事業主負担額 (※) [月額]

※ 雇用保険、厚生年金など（年齢、基本給等に基づき、関係法令から保険料率を計算し算出）

■ 所定労働時間8時間あたりの金額「**技術者単価**」に換算

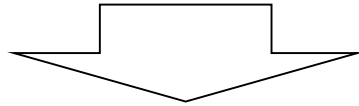
技術者単価 [円 / 日] = $\frac{\text{実勢月額 [円/月]}}{\text{月間稼働日数 [日/月]}} \times \frac{8 \text{ [h/日]} \times 5 \text{ [日/週]}}{\text{週間勤務時間数 [h/月]}}$

今後の取り組みの方向性について

- 全ての測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務を対象とする。（ただし、発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務については対象外。）
- 業務執行中に関係機関協議等により、年度内に適正な履行期間を確保できなくなった場合は、適切に繰越手続きを行う。
- 工事での施工時期の平準化の取り組み（2カ年国債やゼロ国債の活用等）も踏まえ、適切な履行期限を設定することとし、建設生産・管理システム全体で平準化を図る。
- 具体的には、適正な履行期間を確保した上で、測量、地質調査及び設計の一連の流れを踏まえ、早期発注、国債や翌債の活用等により計画的な業務発注に努め、履行期限が年度末に集中することを回避するための検討を実施する。
- 受発注者協働によるウィークリースタンス、ワンデーレスポンス、及びWeb会議等を活用した業務の効率化の取り組みを推進する。

<業務の履行期限の平準化について>

- 3月に履行期限を迎える業務件数の比率は、繰越制度の活用等により着実に減少しているが、依然として約5割の納期が3月に集中。
- 特に土木コンサルは56.2%と3業種の中で最も高く、うち、検討業務は65.2%と高い状況。
- 平成23年度実績から整理している履行期限比率は、当該年度予算を対象とし、1年間を通じて実施する業務は対象外。



<ご意見を伺いたい事項>

- 今後、国債や翌債・繰越しの活用拡大を想定した場合、当該年度予算ではなく、国債、繰越等も含めた業務完了月で新たな目標を設定していくことで良いか。
- 業務の種類(例:土木コンサル 検討業務65.2%)に応じ、平準化の目標を検討すべきではないか。
- 3月に履行期限を迎える業務件数の比率以外に平準化を表す指標はないか。

「地域の守り手」の育成・確保

➤ 災害時の対応

これまでの指摘事項

■ 中間とりまとめ 記載事項

- 東日本大震災以降、測量・調査・設計・工事等を担う地域の建設産業は「地域の守り手」と再認識される一方で、災害対応に最低限必要な企業数、人員、機材の確保に必要な「限界工事量」を確保しなければならないといった指摘があるように、地域企業の維持・育成が課題となっている。

■ 平成30年第1回懇談会（平成30年8月8日）における指摘事項

- 業務・マネジメント部会の喫緊の検討事項において、「地域の担い手・守り手」を追加して欲しい。
- 突発的な災害対応では今まで行ってきたボランティア的な対応も限界と考える。さらに災害時には計画・調査・設計・施工がほぼ同時進行にて行われる。企業として災害時等に備えられるよう、年間を通じた安定的な事業量、フィーについても検討して頂きたい。
- 災害時では特に市町村での発注者の数が少なく、対応が遅れる場合が多い。応援・支援の体制作りを望む。

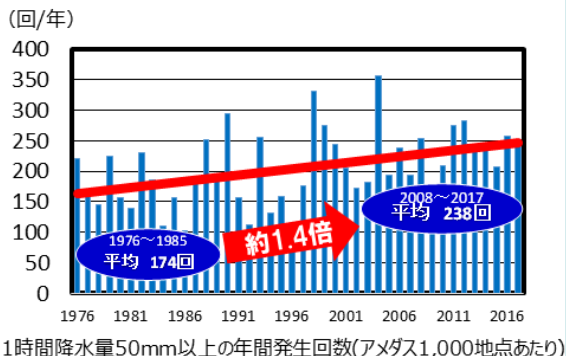
切迫する自然災害の現状

- 気候変動の影響により、水害・土砂災害の更なる頻発・激甚化が懸念。
- 全国各地で降水量が観測史上最高を記録するなど、これまでの常識を超えて自然災害が頻発・激甚化。

変わりつつある自然災害

大雨の発生件数の増加

- ・ 時間雨量50mmを上回る**大雨の回数**がこの30年間で約**1.4倍**に増加

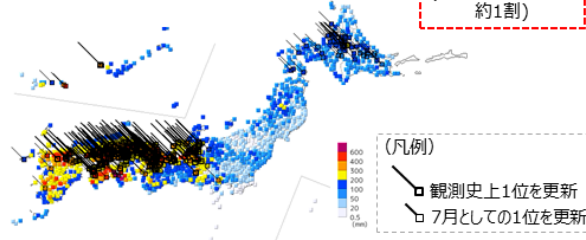


これまでの前提を超える自然災害の発生

平成30年7月豪雨

- ・ 全国125地点で**48時間降水量が観測史上最高を更新**
- ・ 西日本で広域・同時多発的に河川氾濫、がけ崩れが発生

<被害状況>(11月1日時点)
 死者：224名 行方不明者：8名
 家屋：全半壊等21,121棟、浸水30,216棟

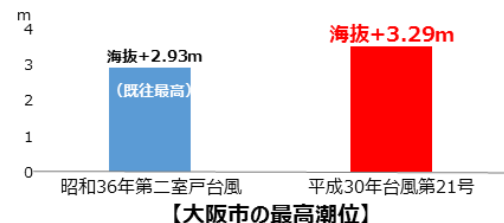


【2018年6月28日～7月8日における48時間降水量の最大値】

台風第21号 (平成30年9月)

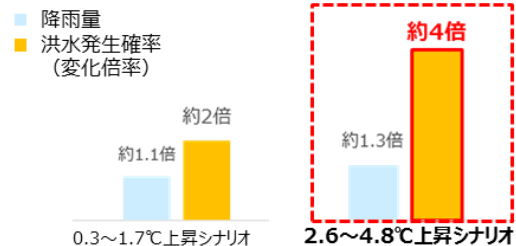
- ・ 台風の影響による高潮により、大阪湾では**第二室戸台風(昭和36年)時を上回る既往最高潮位を記録**

<被害状況>(11月1日時点)
 死者：14名 家屋：全半壊等50,298棟、浸水571棟
 関西国際空港：滑走路・ターミナル等の浸水
 神戸港：港湾機能の停止



洪水の発生確率が増加

- ・ 地球温暖化により、気温上昇が最大のシナリオでは、今世紀末の**洪水発生確率**は1951年～2011年の平均と比較し、**約4倍と予測**



北海道胆振東部地震 (平成30年9月)

- ・ **北海道で観測史上初の震度7**を記録
- ・ 液状化等による宅地の被害や、大規模な山腹崩壊に伴う河道閉塞が発生

<被害状況>(11月1日時点)
 死者：41名
 家屋：全半壊等10,134棟



【宅地被害の状況】
(北海道札幌市清田区)

平成30年2月の大雪

- ・ 過去10年間に**日本全国の3割以上の地点で積雪の深さが観測史上最高を更新**
- ・ 福井市では「昭和56年豪雪」以来の記録的な大雪となり、福井・石川県境付近では大規模な車両滞留も発生

<被害状況>(福井・石川県境)
 最大滞留車両：約1,500台
 車両滞留期間：2日17時間



【国道8号(福井県) 車両滞留の状況】

<災害時の対応>

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインを活用した迅速な復旧活動の実施

- 迅速性が求められる災害復旧や復興において、随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続きにあたっての留意点や工夫等をまとめたガイドラインを作成（平成29年7月）。**地方公共団体**に対しても、**ガイドライン**を参考として、**随意契約等を適用するよう通知**するとともに、**地域発注者協議会を通じて内容を周知**。
- 平成30年7月豪雨での災害復旧では、**直轄**で、**約120件**（H30.9末時点）の**業務事**で**随意契約を活用**。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン

■構成

1. 入札契約方式選定の基本的考え方
2. 地方公共団体との連携等
3. 大規模災害における入札契約方式の適用事例

参考資料：入札契約方式の関係図書

■対象とした災害

災害名	主な被災地	日時
東日本大震災	東日本エリア	H23.3.11
紀伊半島大水害	奈良県等	H23.9.4
広島豪雨土砂災害	広島県等	H26.8.19
関東・東北豪雨鬼怒川水害	茨城県等	H27.9.9
平成28年熊本地震	熊本県等	H28.4.16

■入札契約方式の適用の考え方
 工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、適用する入札契約方式を検討する。

工事内容	緊急度	入札契約方式	契約相手の選定方法
応急復旧	極めて高い	随意契約	下記のような観点から最適な契約相手を選定 ①被災箇所における維持修繕工事の実施実績 ②災害時における協定締結状況 ③施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績等）
本復旧		指名競争	有資格者を対象に、下記のような観点から、指名及び受注の状況を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施 ①本社（本店）、支店、営業所の所在地 ②同種、類似工事の施工実績 ③手持ち工事の状況
本復旧		通常の方式（一般競争・総合評価落札方式他）	通常の方式によって迅速な対応が可能な場合

平成30年7月豪雨での随意契約の状況 H30.9末現在

業務	土木	測量	地質	合計
全国	43件	70件	3件	約120件
うち岡山県、広島県、愛媛県	26件	5件	1件	約30件

平成30年北海道胆振東部地震での随意契約の状況 H30.9末現在

業務	土木	測量	地質	合計
北海道開発局	4件	6件	9件	19件

災害時の対応について

- 近年頻発する大規模災害に対し、上流工程である業務等が迅速かつ適切に対応できることが求められている。
- 「地域の守り手」を育成・確保していくため、災害時の対応について適切な運用が図られるよう、課題等を抽出し、対応を検討する必要がある。

要望項目	具体的内容
災害対応業務の早期発注及び契約の弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期対応のための契約手続きの迅速化 ・ 一連の業務にかかる随意契約等の積極的な採用 ・ 一時的に過度に集中する履行期間の弾力的な運用
被災地域外からの応援に対する弾力的運用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災集中地域外からの重点的な支援体制の構築 ・ 優先的人員配置のための他業務の一時中止措置等の支援 ・ 他地域からの応援に対する宿泊費等の適切な支弁
(個別要望事項)	<ul style="list-style-type: none"> 【全測連】 災害査定に係る作業指示の統一化 【全地連】 被災地域における機器不足等に伴う割増積算の採用 【全地連】 応急復旧工事と地質調査の合併発注等の対応 【建コン】 危険性の高い被災地現地作業等に係る災害補償等の整備

参考 広島県の例（H30年7月豪雨）

※広島県Web Siteより

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/95/kyouryokuirai.html>

平成30年7月豪雨災害に伴う測量・設計業務のご協力をお願いします

印刷用ページを表示する 掲載日：2018年9月26日

広島県では、平成30年7月3日から8日にかけて、多いところで累積雨量676mmに到達するなど、県内各地で観測史上初となる記録的な豪雨に襲われました。今回の豪雨によって、100名を超える多くの方々の尊い命が失われたほか、県下全域で、県民生活や経済活動の基盤となるあらゆるインフラに甚大な被害が生じ、戦後最大の大災害となりました。

本県では、発災後速やかに、早期の復旧・復興に向けて、迅速な測量・設計等の業務を進めていく必要があり、8月7日から13次（12月中旬予定）に至る災害査定を実施する予定です。

しかしながら、被災箇所数が膨大なため、測量・設計等の業務が一部地域で行えていない状況となっております。

については、県外の測量・設計コンサルタントの皆様のお力をお借りし、円滑な災害査定を実施し、早期復旧が成し遂げられるようご協力をよろしくお願いいたします。

また、現地での測量・地質調査業務に当たっては、**旅費や宿泊費を実績に応じて計上する取り扱いを別途定めております**ので、ご確認をお願いいたします。

なお、**本業務の再委託については、原則として認めること**としております。

計画の公表

積算の緩和

条件の緩和

[詳細についてはこちらをご覧ください。](#)

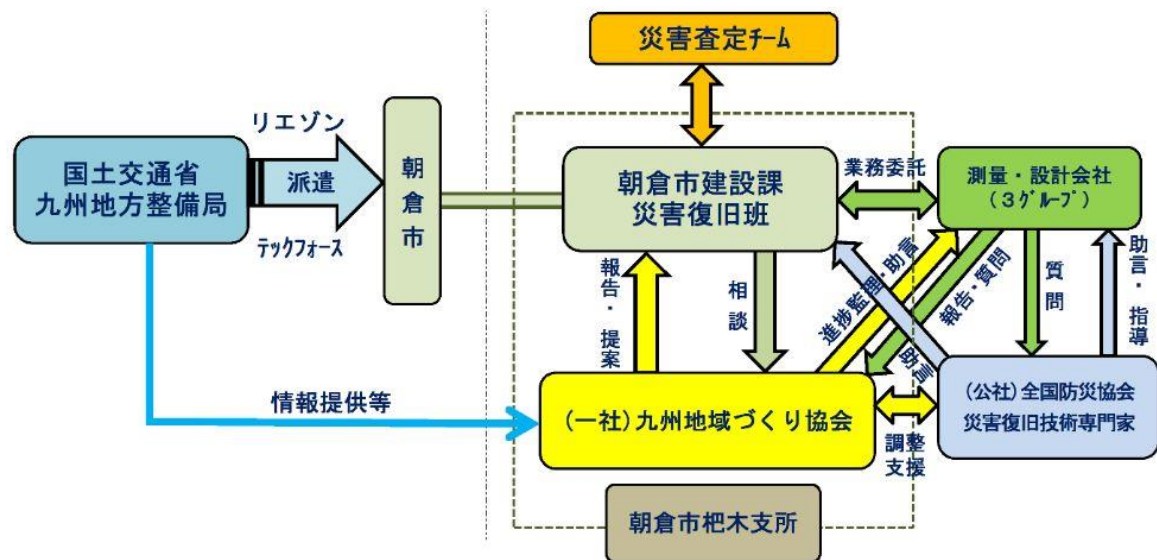
項目	対応
入札参加資格	県外の測量・設計コンサルタントが参加できるよう条件を緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・広島県の入札参加資格の有無は問わない ・測量・建設コンサルタント等業務に係る国土交通省又は他の都道府県の入札参加資格を有すること
積算基準	災害査定に係る業務の積算基準の公開 <ul style="list-style-type: none"> ・災害査定設計書作成業務委託積算基準（広島県） ・災害実施設計書作成業務委託積算基準（広島県）
旅費の取り扱い	旅費・宿泊費を実績に応じて計上 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年7月豪雨災害に伴う業務等における旅費交通費の取り扱いについて（H30.9月）

平成29年7月 九州北部豪雨の支援活動

■朝倉市への災害復旧業務支援の概要

《大規模災害・初動》

《災害復旧》



■朝倉市での活動状況

協会職員



空撮状況（白木谷川支川由丸川）
よしまる

■（一社）九州地域づくり協会の役割と支援内容

- (1) 被災自治体と測量・設計会社との窓口・調整役
- (2) 災害査定に係る測量・設計業務の進捗管理
- (3) 災害復旧技術専門家との窓口・調整役
- (4) 災害復旧資料作成の支援、朝倉市との情報共有
- (5) 国土交通省に係わる情報収集
- (6) 災害査定時の支援

今度の取り組みの方向性について

災害対応業務の早期発注及び契約の弾力的運用

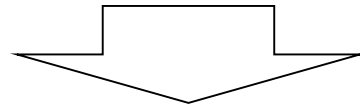
- 災害対応については、災害協定等に基づき随意契約等を積極的に活用。
- 業務を実施する中で当初想定していた内容を見直す必要が生じた場合には、繰越制度を適切に活用するなど、引き続き納期の平準化に向けた取組を推進。
- 一時的に過度に集中する業務等の平準化については、今後とも検討。

被災地域外からの応援に対する弾力的運用

- 大規模災害時の災害対応については、業務においても一時中止措置をとるよう地整等に周知。
- 直轄事業においては、標準歩掛がないものについては旅費・宿泊費等も含め精算変更により対応をしており、今後も精算変更による対応を継続。
- 一時中止措置等の意向確認等、業界団体等への働きかけを継続的に実施。

<災害時の対応について>

- 大規模災害に対し、上流工程である業務等が迅速かつ適切に対応できることが求められている。
- 「地域の守り手」を育成・確保していくため、災害時の対応について適切な運用が図られるよう、課題等を抽出し、対応を検討する必要がある。



<ご意見を伺いたい事項>

- 業務における被災時の初動体制の構築マニュアルや、災害協定による事業者の確保等、発注者が事前に整理すべき項目について検討を進めるが、他に留意すべき点はあるか。
- 迅速かつ円滑な災害対応のためには地方公共団体(特に市町村)の発注体制も強化する必要があるが、地方整備局からの支援等の他に地方公共団体の発注者が取り組むべき項目は何か。
- 災害対応にあたり、業界団体側が広域支援を行う上で、発注者と調整をすべき項目は何か。

建設生産・管理システムの不断の改善

- 事業監理業務の導入促進

これまでの指摘事項

■ 中間とりまとめ 記載事項

○ 公共事業のマネジメントの向上

- 事業促進PPP 制度等の活用を図るため、当該制度の適用拡大や実績の評価、これら実績、成績等の国内工事・業務への活用等を実施すべき。

<背景>

- 国土交通省では、大規模災害復旧・復興事業、大規模事業において、官民の技術者が知見・経験を融合させ、効率的なマネジメントを行う事業促進PPP等を導入し、早期供用等の効果をあげているところ。
- 大規模災害が頻発する中、事業促進PPPを迅速に活用することが必要。

<目的>

- 国土交通省直轄の大規模災害復旧・復興事業、大規模事業に適用。
- 必要なときに迅速に導入できることを最優先に、過去の実施状況を踏まえ、標準的な実施手法(業務内容、記載例等)を示すガイドラインを作成
(H30年度中)。
- 約款、契約方法(準委任)、資格制度、積算や支払い方法、地方自治体の事業への適用拡大等については、平成31年度以降も継続的に検討。

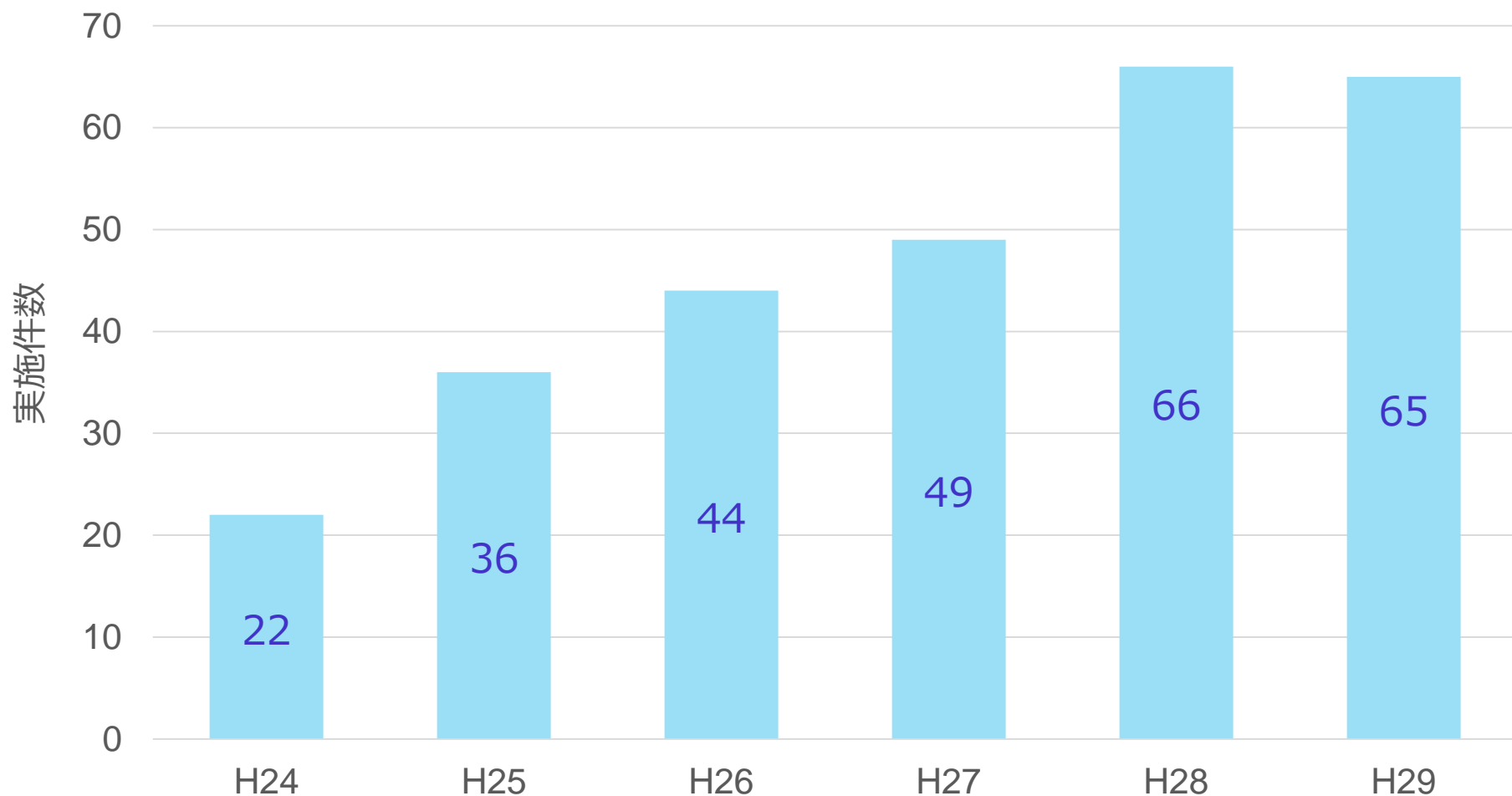
事業促進PPP等に対する主要意見

- 事業促進PPPの円滑な導入のため、過去の実施状況を踏まえ、ガイドライン作成が必要。

	災害時		平常時
	三陸沿岸道路等 【東北】	熊本57号災害復旧、 阿蘇大橋等【熊本】	圏央道、東関道、 中部横断道等【関東】
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>受発注者が一丸となり事業を促進</u> ・<u>施工経験者の気づきが、工事の手戻りを回避</u> ・<u>受注者が慣れるまで時間が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>早期発注のためにはガイドラインが必要</u> ・<u>経験豊富な直轄職員(PMr)を柱に、官民が連携して事業を促進</u> ・<u>職員と一体となって業務遂行できる執務環境が必要</u> ・<u>災害時により効果を発揮するには、日頃からのマネジメント経験が必要</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・先行事例の仕様書を参考とした ・<u>受発注者が一体となった技術力、経験の融合は重要</u> ・コミュニケーション等、<u>通常業務と異なるスキルが必要</u> ・<u>受注者が慣れるまで時間が必要</u>
受注者 (コンサル)	<ul style="list-style-type: none"> ・本社、支社で業務を兼務する場合と比べ、利益が少なく、<u>参加意欲が高まらない</u> ・担い手の育成・確保が進むには、<u>継続性(市場の形成)が必要</u> ・特記仕様書の<u>業務内容等が不明確</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・本社、支社で業務を兼務する場合と比べ、利益が少なく、<u>参加意欲が高まらない</u> ・担い手の育成・確保が進むには、<u>継続性(市場形成)が必要</u> ・特記仕様書の<u>業務内容等が不明確</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・確保が進むには、<u>継続性(市場形成)が必要</u>
受注者 (ゼネコン)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業監理業務に参加すると、工事を受注できず、<u>参加意欲が高まらない</u> 	(参加なし)	(参加なし)

事業促進PPP・PM/CM 実施件数の推移

- 事業監理業務（事業促進PPP・PM/CM）の実施件数は、平成24年度の22件と比べ5年間で約3倍に増加。



※複数年契約の業務は、実施年度毎に業務件数を計上

事業促進PPP等に関するガイドラインの構成(案)

- 1章 本ガイドラインの位置づけ
 - 1.1 背景及び目的
 - 1.2 本ガイドラインの位置づけ
 - 1.3 国土交通省直轄の事業促進PPPの特徴
 - 1.4 用語の説明

- 2章 大規模災害復旧・復興事業に適用する事業促進PPP
 - 2.1 復旧・復興計画の立案
 - 2.2 導入時期
 - 2.3 工区設定
 - 2.4 業務内容
 - 2.5 実施体制
 - 2.6 受注者の選定方法
 - 2.7 公平中立性
 - 2.8 その他

- 3章 大規模事業（平常時）に適用する事業促進PPP
 - 3.1 事業計画の立案
 - 3.2 導入時期
 - 3.3 受注者の選定方法

- 4章 事業促進PPPの導入にあたっての課題、留意点等
 - 4.1 担い手の確保・育成
 - 4.2 過去の業務実績等の適切な活用
 - 4.3 準委任契約への対応

- 5章 業務説明書・共通仕様書・特記仕様書の記載例

- 6章 事業促進PPP等の実施事例
 - 6.1 三陸沿岸道路等
 - 6.2 熊本災害復旧
 - 6.3 圏央道、東関道等

} 大規模災害復旧・復興事業
と異なる点のみ記載



骨子案は、資料3-1(2)を参照

<事業促進PPP等に関するガイドライン(案)について>

<ご意見を伺いたい事項>

- 国土交通省直轄の事業促進PPP等に関するガイドラインを策定するにあたり、構成(項目)に追加すべき点はないか。

- ガイドライン策定にあたり、
 - ・構成(項目)
 - ・用語の定義
 - ・対象範囲
 - ・発注者、発注者支援業務、業務・工事(ECI含む)との関係
 - ・業務の内容等について、留意すべき点はあるか。

- 頂いた意見を踏まえ、次回の業務・マネジメント部会でガイドライン(案)を提示予定。
- 約款、契約方法(準委任)、資格制度、積算や支払い方法等については、平成31年度以降、引き続き最新の検討状況を本ガイドラインに反映させていく予定。
- テックフォース、リエゾン等の派遣を含む技術職員の確保状況を踏まえた、地方公共団体の災害復旧・復興事業等への本ガイドラインの適用拡大については、平成31年度以降、引き続き検討。